

令和2年定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
提出資料

○ 議案補充説明

I 「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」

について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

・議案第54号「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」

○ 所管事項

I 水道・工業用水道事業における令和元年度の取組状況について

1 水道用水供給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 工業用水道事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

II RDF焼却・発電事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

令和2年3月12日

企業庁

## ○議案補充説明

### I 「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」 について

#### 【議案第54号関係】

#### 1 改正理由

地方自治法の一部改正に伴い、議会の同意を要する職員の賠償責任の免除についての規定を整理する必要があることから、「三重県公営企業の設置等に関する条例」（以下「条例」という。）の一部を改正します。

#### 2 改正内容

地方自治法の一部改正に伴い、条例第7条（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）について、引用条文を「地方自治法第243条の2」から「地方自治法第243条の2の2」に改めます。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

## ○所管事項

### I 水道・工業用水道事業における令和元年度の実績について

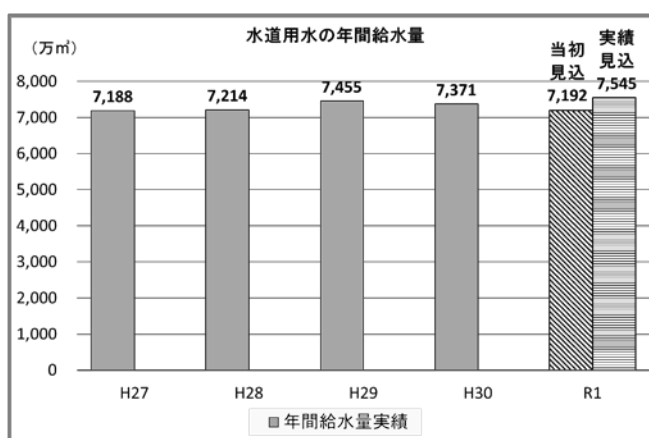
企業庁の水道用水供給事業、工業用水道事業においては、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくため、三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）（以下、「経営計画」という。）に掲げた経営目標達成に向けた取組を中心に進めており、本年度の実績は、以下のとおりです。

#### 1 水道用水供給事業

##### (1) 水道用水の供給状況

本年度は、受水市町の自己水源の更新工事や湧水、及び県水への切替に伴う県水依存の増加により水道用水の供給量が増加しました。

この結果、年間供給量の当初見込（約7,192万 $\text{m}^3$ ）に対して、その実績は約7,545万 $\text{m}^3$ （約105%）となる見込みです。



##### (2) 主な取組状況

###### ア 安全でおいしい水の供給

「安全性」、「味やにおい」の観点から、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しています。

また、水道全5浄水場へ活性炭処理設備の整備（播磨、水沢、高野、多気浄水場には整備済み。）を進めており、本年度は、大里浄水場の活性炭処理設備の整備に着手しました。

なお、本年度は2月末時点まで、経営計画における経営目標の「安全でおいしい水の供給」に掲げている成果指標（水質基準と3項目の管理目標値）を、すべて達成しています。

###### イ 強靱な水道の構築

強靱な水道の構築をめざすため、主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した設備の更新など老朽化対策や配水運用の強化に取り組んでいます。

なお、本年度は2月末時点まで、漏水は発生しておらず、経営計画上の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

## (ア) 耐震化

### a 主要施設の耐震化

経営計画の計画期間中において、全5浄水場の全49浄水処理施設の耐震化を完了させるとともに、全27排水処理施設のうち16施設、全14調整池のうち10池の耐震化を進めることとしています。

本年度は、高野浄水場の6浄水処理施設の耐震補強詳細設計の他、伊勢調整池(5,000 m<sup>3</sup>×1池)の耐震詳細診断を実施しており、年度内に完了させる予定です。

| 経営計画上の成果指標                     | R元<br>目標値       | R元<br>見込値       | R8<br>目標値      |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 浄水場の耐震化率(%)<br>(累積/全体 浄水処理施設数) | 87.8<br>(43/49) | 87.8<br>(43/49) | 100<br>(49/49) |

### b 管路の耐震化

管路総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路が約160kmあり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路約23.9kmの耐震化に加え、布設後40年以上経過した管路約6.5kmを合わせた約30.4kmの耐震化を前倒して実施することとしています。

本年度は、当初予定していた管路約2.5kmの布設替工事に、道路改良工事等に併せて布設替えが可能となった約1.5kmの管路を加えた、計約4.0kmの布設替工事を実施しており、成果指標の管路の耐震適合率は、目標値の63.9%を上回る64.3%となる見込みです。

| 経営計画上の成果指標                 | R元<br>目標値             | R元<br>見込値             | R8<br>目標値             |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 管路の耐震適合率(%)<br>(累積/総延長 km) | 63.9<br>(274.7/429.6) | 64.3<br>(276.2/429.6) | 69.2<br>(297.2/429.6) |
| うち経営計画期間中<br>における優先実施分     | 26.3<br>(8.0/30.4)    | 31.3<br>(9.5/30.4)    | 100<br>(30.4/30.4)    |

※ ( ) 内の数値については、0.1km単位に四捨五入しています。

## (イ) 老朽化対策

将来にわたり水道施設の機能を維持していくため、中長期的なトータルコストの削減のための施設の長寿命化を図るとともに、効率的・効果的な設備の更新を進め、老朽化対策に取り組んでいます。

### a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、電気設備の点検整備、多気浄水場送水ポンプ設備等の分解点検整備工事を実施しており、年度内に完了させる予定です。

### b 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 157 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、水需要の動向なども注視しつつ、効率的・効果的に更新を進めることとしています。

本年度は、浄水場の受変電設備や監視制御設備など 16 設備の更新工事を実施しており、年度内に完了させる予定です。

なお、点検時に取替が必要となった 3 設備を前倒して更新しており、成果指標の設備の更新率は、目標値の 28.7%を上回る 30.6%となる見込みです。

| 経営計画上の成果指標                      | R元<br>目標値        | R元<br>見込値        | R8<br>目標値        |
|---------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 設備の更新率 (%)<br>(累積/計画期間に更新する設備数) | 28.7<br>(45/157) | 30.6<br>(48/157) | 100<br>(157/157) |

### c 排水弁の更新

管路の内部に沈澱している汚泥や錆などを排出するための設備である排水弁は、水道管路全体で 474 基あり、耐用年数を経過し老朽化した排水弁を更新することとしています。

なお、多気郡多気町五佐奈地内における排水弁更新工事については、現地での試掘の結果、設備の更新範囲を拡大する必要があり、検討等に時間を要したことから、来年度に施工することとしました。

## (ウ) 建設・拡張事業

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）の施設整備については、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成 20 年 3 月改定）に基づき、当庁が実施しています。

大里浄水場の凝集沈澱池等の築造工事（平成 30 年度着工）について、令和 3 年度の供用開始に向けて取り組んでおり、本年度は、浄水処理に必要な機械設備等の整備に着手しました。

また、取水・導水施設の整備については、令和 7 年度の供用開始に向けて、本年度は、関係者との協議を進めるとともに、基本設計を実施しています。

## (エ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風などに伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況や国の緊急対策などを踏まえ、水道施設における浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の検討に向けて、本年度から現状調査に着手しています。

現在、水道の主要施設については、河川管理者等が公表している想定最大規模における洪水浸水想定区域内に6施設があること、また、現時点において県が指定する土砂災害警戒区域内に9施設があることが判明しています。

引き続き、これらの施設について被害想定とその影響の把握を行い、関係受水市町と協議しながら、対策の検討を進め、計画的に対策を講じていくこととします。

## ウ 健全な事業運営の持続

本年度は、令和2年度から令和6年度までの5年間を算定期間とした次期水道料金について見直しを行い、今会議に、「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」を提出しています。

引き続き、健全な事業運営の持続と中長期的な料金の抑制に向け、受水市町とも連携しながら取り組んでいきます。

## 【成果指標】

経営計画で設定した成果指標 10 項目全てについて、目標を達成できる見込みです。

| 経営目標        | 成果指標                   | 令和元年度<br>目標値 | 令和元年度<br>見込値 |
|-------------|------------------------|--------------|--------------|
| 安全でおいしい水の供給 | ①水質基準適合率 (%)           | 100          | 100          |
|             | ②総トリハロメタンの管理目標値達成度 (%) | 100          | 100          |
|             | ③カビ臭物質の管理目標値達成度 (%)    | 100          | 100          |
|             | ④臭気強度の管理目標値達成度 (%)     | 100          | 100          |
| 強靱な水道の構築    | ⑤浄水場の耐震化率 (%)          | 87.8         | 87.8         |
|             | ⑥管路の耐震適合率 (%)          | 63.9         | 64.3         |
|             | ⑦設備の更新率 (%)            | 28.7         | 30.6         |
|             | ⑧給水障害発生件数 (件)          | 0            | 0            |
| 健全な事業運営の持続  | ⑨給水原価 (円/㎥)            | 112.5        | 107.0        |
|             | ⑩経常収支比率 (%)            | 100 以上       | 100 以上       |

### ※1 成果指標の見直しについて

浄水場の浄水処理施設の耐震詳細診断結果及び耐震化計画の見直し結果を踏まえ、経営計画策定時に暫定値としていた成果指標の目標値について、各年度の目標値を平成 30 年度に見直し、最終年度（令和 8 年度）の「⑤浄水場の耐震化率」を 51.0% から 100%へ引き上げるとともに、「⑥管路の耐震適合率」を 67.7%から 69.2%へ引き上げ、それぞれ前倒しして耐震化を進めていくこととしています。

### ※2 成果指標の説明

#### ①水質基準適合率

水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合

#### ②総トリハロメタンの管理目標値達成度

水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値 0.1mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L 以下」を達成した割合

#### ③カビ臭物質の管理目標値達成度

水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び 2-MIB の 2 項目、共に水質基準値 0.00001mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L 以下」を達成した割合

#### ④臭気強度の管理目標値達成度

水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値 3 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2 以下」を達成した割合

#### ⑤浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（49 施設）のうち耐震化する施設数の割合

- ⑥管路の耐震適合率  
管路総延長（約 430 km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ⑦設備の更新率  
計画期間（平成 29 年度～令和 8 年度）に更新する設備数の割合  
更新対象設備は 157 設備
- ⑧給水障害発生件数  
当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数  
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。
- ⑨給水原価  
有収水量 1 m<sup>3</sup>を作るために要する費用  
 $\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{長期前受金戻入}) \} \div \text{有収水量}$
- ⑩経常収支比率  
給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標  
 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$

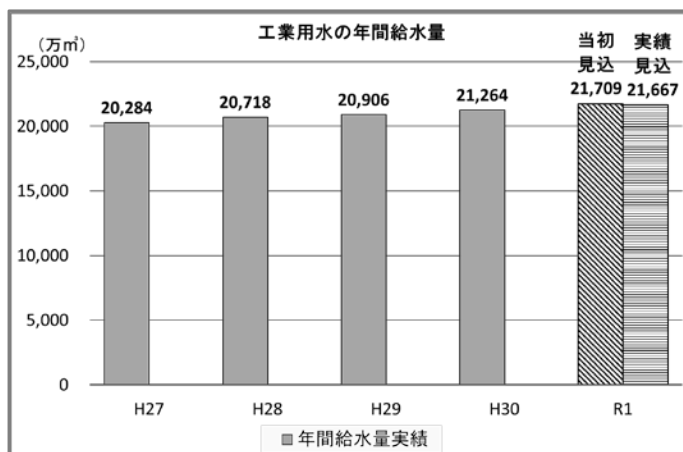


## 2 工業用水道事業

### (1) 工業用水の供給状況

本年度は、当初予定していた既存ユーザーの増量が予定通り行われた一方、新規ユーザーへの給水については、給水開始時期が次年度に延期されました。

この結果、年間供給量の当初見込（約 2 億 1,709 万 m<sup>3</sup>）に対して、その実績は約 2 億 1,667 万 m<sup>3</sup>（約 99.8%）となる見込みです。



### (2) 主な取組状況

#### ア 強靱な工業用水道の構築

強靱な工業用水道の構築をめざすため、主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した設備の更新など老朽化対策や配水運用の強化に取り組んでいます。

なお、本年度は 2 月末時点までに、漏水は 5 件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画上の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値 0 件は達成できる見込みです。

#### (ア) 耐震化

##### a 主要施設の耐震化

既に耐震化が完了した沢地浄水場の 7 浄水処理施設に加えて、経営計画の計画期間中において、18 浄水処理施設（伊坂、山村（1 系、2 系））の耐震化を実施することとし、令和 5 年度に全 3 浄水場（沢地、伊坂、山村）の全 25 浄水処理施設の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、山村浄水場（2 系）5 施設の耐震化工事（平成 28 年度～令和 2 年度）において混和池や着水井等の構造物の築造等に取り組み、年度末には場内配管等の一部を除く浄水処理施設の全てが完成する見込みです。

また、伊坂浄水場 9 施設と山村浄水場（1 系）4 施設の令和 2 年度の工事着手に向けて耐震化詳細設計を実施しており、年度内に完了させる予定です。

| 経営計画上の成果指標                      | R元<br>目標値      | R元<br>見込値      | R8<br>目標値      |
|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 浄水場の耐震化率 (%)<br>(累積/全体 浄水処理施設数) | 28.0<br>(7/25) | 28.0<br>(7/25) | 100<br>(25/25) |

## (イ) 老朽化対策

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持していくため、中長期的なトータルコストの縮減のための施設の長寿命化を図るとともに、効率的・効果的な設備の更新を進め、老朽化対策に取り組んでいます。

### a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、電気設備の点検整備、野代導水ポンプ所や長太加圧ポンプ所のポンプ設備分解点検工事などを実施しており、年度内に完了させる予定です。

### b 管路等の更新

管路総延長約 350km のうち、耐震適合性のない管路が約 138km あり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に約 22.1km を優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

また、配水運用の切り替え、漏水時の止水など配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、昨年度に引き続き実施している管路約 3.4km に、本年度新たに着手した管路約 0.4km を加えた約 3.8km の耐震化に取り組んでおり、このうち年度内に約 1.8km の耐震化を完了させる予定であり、成果指標の管路の耐震適合率は、目標値の 61.5% を上回る 61.6% となる見込みです。

制水弁については、内径 1000 耗制水弁など 4 基の取替工事を実施しており、年度内に完了させる予定です。

なお、管路の更新時に必要となった制水弁など 8 基を前倒して更新したこと等により、成果指標の制水弁の更新率は、目標値の 23.2% を上回る 34.8% となる見込みです。

| 経営計画上の成果指標                        | R元<br>目標値             | R元<br>見込値             | R8<br>目標値             |
|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 管路の耐震適合率(%)<br>(累積/総延長 km)        | 61.5<br>(215.3/350.1) | 61.6<br>(215.5/350.1) | 66.9<br>(234.3/350.1) |
| うち経営計画期間中<br>における優先実施分            | 14.0<br>(3.1/22.1)    | 14.9<br>(3.3/22.1)    | 100<br>(22.1/22.1)    |
| 制水弁の更新率(%)<br>(累積/全体 計画期間に更新する基数) | 23.2<br>(16/69)       | 34.8<br>(24/69)       | 100<br>(69/69)        |

※ 管路の耐震適合率欄 ( ) 内の数値については、0.1km 単位に四捨五入しています。

### c 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 129 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、耐用年数や劣化状況、交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断し、更新を進めることとしています。

本年度は、昨年度に着手した 5 設備に加え、計装設備や無停電電源装置など 7 設備の更新工事を実施しており、年度内には 12 設備全ての更新が完了する予定です。

なお、点検時に取替が必要となった 4 設備を前倒して更新したこと等により、成果指標の設備の更新率は、目標値の 21.7%を上回る 24.8%となる見込みです。

| 経営計画上の成果指標                        | R元<br>目標値        | R元<br>見込値        | R8<br>目標値        |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 設備の更新率(%)<br>(累積/全体 計画期間に更新する設備数) | 21.7<br>(28/129) | 24.8<br>(32/129) | 100<br>(129/129) |

### (ウ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風などに伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況や国の緊急対策などを踏まえ、工業用水道施設における浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の検討に向けて、本年度から現状調査に着手しています。

現在、工業用水道の主要施設については、河川管理者等が公表している想定最大規模における洪水浸水想定区域内に 7 施設があること、また、現時点において県が指定する土砂災害警戒区域内に 1 施設があることが判明しています。

なお、土砂災害警戒区域内の 1 施設については、過年度発注の造成工事において大型ブロック積工と法枠工による法面補強を実施し、当該施設に対する対策が完了しています。

引き続き、洪水浸水想定区域内の 7 施設について、被害想定とその影響の把握を行い、対策の検討を進め、計画的に対策を講じていくこととします。

## 【成果指標】

経営計画で設定した成果指標 8 項目全てについて、目標を達成できる見込みです。

| 経営目標        | 成果指標                      | 令和元年度<br>目標値 | 令和元年度<br>見込値 |
|-------------|---------------------------|--------------|--------------|
| 強靱な工業用水道の構築 | ①浄水場の耐震化率 (%)             | 28.0         | 28.0         |
|             | ②制水弁の更新率 (%)              | 23.2         | 34.8         |
|             | ③管路の耐震適合率 (%)             | 61.5         | 61.6         |
|             | ④設備の更新率 (%)               | 21.7         | 24.8         |
|             | ⑤給水障害発生件数 (件)             | 0            | 0            |
| 健全な事業運営の持続  | ⑥給水原価 (円/m <sup>3</sup> ) | 33.3         | 30.6         |
|             | ⑦年間給水量(百万m <sup>3</sup> ) | 210          | 217          |
|             | ⑧経常収支比率 (%)               | 100 以上       | 100 以上       |

### ※ 成果指標の説明

#### ①浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設 (25 施設) のうち耐震化する施設数の割合

#### ②制水弁の更新率

計画期間 (平成 29 年度～令和 8 年度) に更新する制水弁数の割合  
更新対象数は 69 基

#### ③管路の耐震適合率

管路総延長 (約 350 km) のうち耐震適合性のある管路延長の割合

#### ④設備の更新率

計画期間 (平成 29 年度～令和 8 年度) に更新する設備数の割合  
更新対象設備は 129 設備

#### ⑤給水障害発生件数

企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数  
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。

#### ⑥給水原価

有収水量 1 m<sup>3</sup>を作るために要する費用  
{経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

#### ⑦年間給水量

1 日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を 1 年間分積み上げた水量

#### ⑧経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標  
経常収益 ÷ 経常費用 × 100

## Ⅱ R D F 焼却・発電事業について

### 1 電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所の廃止

平成30年7月の三重県R D F 運営協議会総会決議（別紙）を受けて、製造団体は令和元年8月から9月にかけて、順次、新たなごみ処理体制に移行し、これに伴い三重ごみ固形燃料発電所でのR D F の焼却・発電は、同年9月17日をもって終了しました。

発電所設備の清掃作業等の完了後、令和元年12月21日に電力会社が同発電所と送電線を切り離し、これを受けて、電気事業法第106条の規定に基づき、同日を廃止日とする同発電所に係る「自家用電気工作物廃止報告書」を中部近畿産業保安監督部へ提出し、電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所を廃止しました。

なお、これに伴い、組織としての三重ごみ固形燃料発電所については、令和2年3月31日をもって廃止します。

### 2 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の開催

令和元年12月18日に学識経験者等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議技術部会」を、令和2年1月27日に学識経験者や地域住民等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を開催し、R D F の焼却・発電終了までの発電所の運転状況、施設の点検・修理の結果、及びR D F の受入・保管状況等について報告を行い、発電所が適切に運転・管理できていたことを確認していただきました。

### 3 セーフティーネットの運用

三重県R D F 運営協議会総会決議（別紙）に基づき、R D F の製造を継続している団体に対して、令和元年9月から令和3年3月末までの間、セーフティーネット※を運用しています。

本年度は、令和2年2月末までに2団体（124トン）に対しての適用がありました。

※セーフティーネットの詳細については、別紙の三重県R D F 運営協議会総会決議「3」をご参照ください。

### 4 R D F 焼却・発電施設撤去設計業務委託等

R D F 焼却・発電施設の撤去費用や工期等を算出するため、施設撤去設計業務委託及び土壌調査業務委託を実施しています。

R D F の焼却・発電終了後、現地における調査に着手しており、引き続き、周辺環境に配慮した撤去工法、安全対策等について検討を行ってまいります。

## 5 今後の取組

### (1) 施設撤去等

施設撤去設計業務委託の完了（令和2年6月30日予定）に向けて業務を進めるとともに、関係部局等と十分に協議・調整のうえ、関係市町等と連携し、地元住民に丁寧な説明を行い、そのご理解を得ながら、周辺環境や安全対策に十分配慮して、施設撤去等に取り組んでいきます。

### (2) 円滑な事業終了に向けた取組

三重県RDF運営協議会総会決議（別紙）及び構成団体との協議等に基づき、RDF処理委託料の清算を令和2年度と令和3年度の2回に分けて行うなど、関係部局等と協議・調整のうえ、関係市町と連携して円滑な事業の終了に向けた取組を、順次、進めていきます。

### (3) 事業の総括

すべての業務が終了した段階で、関係部局と連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの意見も取り入れ、改めて事業の総括を行うこととしています。

## R D F 焼却・発電事業に関する決議

R D F 焼却・発電事業については、事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成が平成 31(2019)年 12 月末となり、また、同施設の試運転のため同年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入が終了するなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなった。

このため、平成 26(2014)年 1 月 17 日に締結した R D F 焼却・発電事業に係る確認書（以下「確認書」という。）及び総務運営部会での協議結果をふまえ、以下のとおり決議する。

- 1 製造団体は、平成 31(2019)年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。
- 2 県は、R D F の製造を継続する団体に対して、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保に責任を持って協力する。
- 3 R D F の製造を継続する団体に対しては、平成 33(2021)年 3 月 31 日までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の R D F 処理委託料（14,145 円/t（税抜））を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を確認書第 3 条に規定する事業の運営に要する費用として取り扱うセーフティーネットを設ける。
- 4 確認書第 3 条の規定に基づき事業の運営に要する費用の清算を行い、清算金を確定するものとし、清算金は、R D F の処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配する。
- 5 県は、製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への要望を引き続き行うとともに、ポスト R D F に向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討する。